



# ミツヒロニュース



新年おめでとうございます。

昨年、木村れい子著「すべての運がたちまち目覚める(開運福顔)」を読みました。自分の顔を好きになり大事にすると、ご先祖と福の神が喜んで人生を応援してくれるそうです。顔には人生や運命を一瞬にして変える力があるので、ぜひ、福を呼び込み、福の神に愛される顔[開運福顔]を作ってください。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇税制改正大綱 発表!
- ◇法定割増賃金率引き上げへの対応
- ◇確定申告にあたり
- ◇扶養義務者間での贈与非課税
- ◇新春のご挨拶



## 税制改正大綱 発表!

自民、公明両党は、12月16日、2023年度の与党税制改正大綱を決定しました。岸田政権の掲げる「資産所得倍増プラン」に基づき、家計が株式や投資信託に投資して資産形成を進めるよう、少額投資非課税制度

(NISA)を抜本的に拡充し恒久化します。

高齢者層に偏る金融資産を若い世代に早期に引き継いでもらうため生前贈与の仕組みも見直しました。

政府は大綱に沿って関連法案を作り、年明けの通常国会に提出します。

子や孫への生前贈与を巡っては年間110万円まで税金がかからない「暦年課税」について、贈与済みの財産のうち相続財産に加算される範囲を現行の3年から7年に拡大します。「相続時精算課税」という仕組みには110万円の非課税枠を新設し、生前の早い段階での資産移転を促します。

今月号では、資産税について解説します。

### 2023年度税制改正の主な項目

	現行	改正後
投資税制	積み立て型 NISA の非課税期間は 20 年、一般型は 5 年	いずれも無期限に
自動車税	積み立て型の年間投資枠は 40 万円、一般型は 120 万円	積み立て型は 3 倍の 120 万円、一般型は 2 倍の 240 万円に拡大
贈与税	エコカー減税は優遇水準の期限が 2023 年 4 月末	優遇水準を 23 年末まで維持し、その後に対象車種を絞り込む
相続税	教育資金や結婚・子育て資金として一括で贈与を受ける場合の非課税制度は 23 年 3 月末まで	教育資金は 3 年延長、結婚・子育ては 2 年延長
インボイス導入と小規模事業者の税負担軽減	贈与された財産を相続する財産に加算する範囲は 3 年	加算する範囲を 7 年に拡大
超富裕層の課税強化	客から受け取った消費税から商品の仕入れ時に払った消費税を差し引いて納税する「仕入れ税額控除」を適用	インボイスがないと「仕入れ税額控除」は原則不可。消費税を納める小規模事業者の納税額は客から受け取った消費税の 2 割に軽減
制した源防 措め確衛 置の保費 税の財	金融所得が多い富裕層ほど所得税の負担率が低くなる「1億円の壁」が存在	「1億円の壁」の是正に向け年間所得が 30 億円を超す超富裕層を対象に課税を強化

法人税は 4~4.5%を税額に上乘せ  
 所得税は 1%を税額に上乘せ。復興特別所得税は 1%引き下げ  
 たばこ税は 1 本当たり 3 円引き上げ  
 [これらは 24 年以降の適切な時期に施行]

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

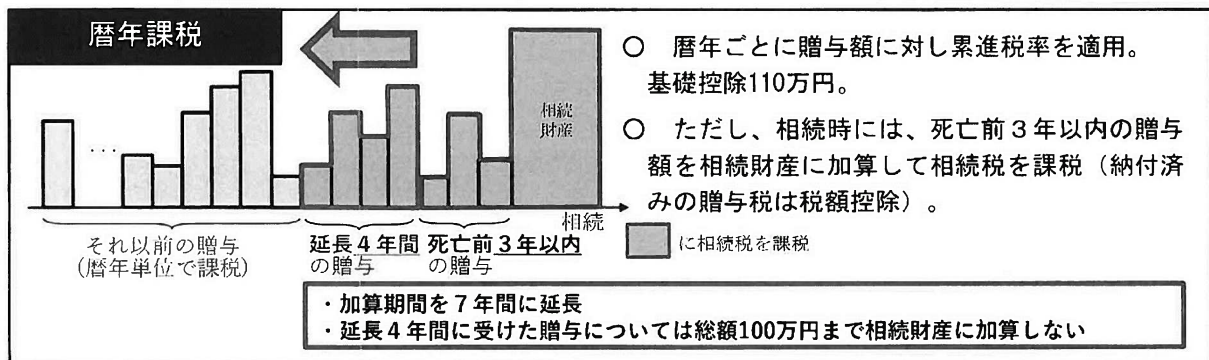
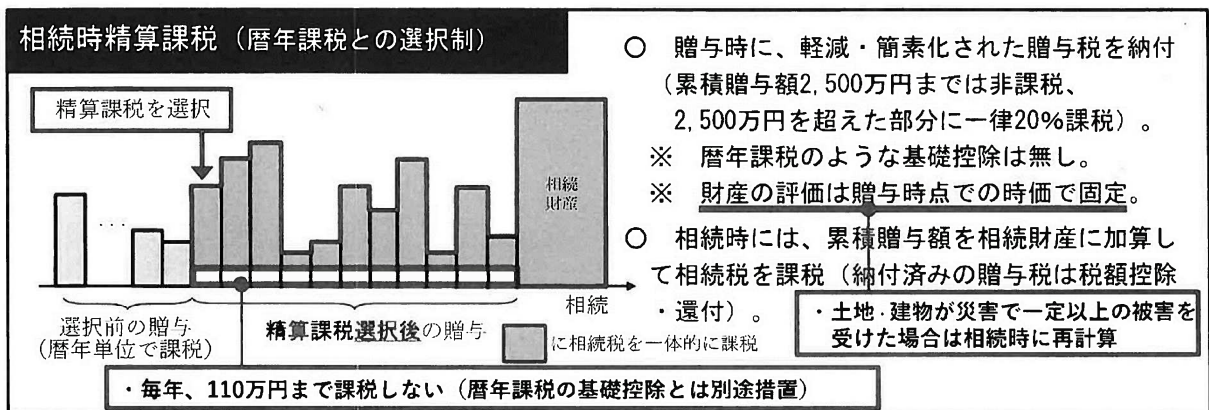
# 1. 資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築

## (1) 相続時精算課税制度

- 暦年課税と相続時精算課税の選択制は**引き続き維持**する。
- 相続時精算課税で受けた贈与については、**暦年課税の基礎控除とは別途、毎年、110万円まで課税しない**。  
※ 複数の特定贈与者から贈与を受けた場合は、それぞれの贈与額に応じ按分する。
- 相続時精算課税で受贈した**土地・建物**が、**災害により一定以上の被害を受けた場合**は、**相続時に再計算**する取扱いを設ける。

## (2) 暦年課税における相続前贈与の加算

- 相続開始前贈与の加算期間(現行は相続開始前3年)を**7年**に延長する。  
※ 2024(令和6)年1月以降に受けた贈与について、加算期間の延長を適用する。  
〔2027(令和9)年1月以降、加算期間は順次延長。加算期間が7年となるのは2031(令和13)年1月以降。〕
- **延長した4年間**に受けた贈与については、**総額100万円まで相続財産に加算しない**。



## 2. 贈与税の非課税措置

### (1) 教育資金の一括贈与に係る非課税措置

- 所要の見直しを行った上で、現行の非課税限度額を維持し、適用期限を3年延長する。  
(見直しの内容)
  - ・ 契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率は、贈与税の本則税率とする。
  - ・ 契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計 (≒小規模宅地特例等の適用後の遺産総額) が5億円を超える場合には、受贈者の年齢等に関わらず、残高を相続財産に加算する。
- ※ 次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度のあり方について改めて検討。

### (2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る非課税措置

- 所要の見直しを行った上で、現行の非課税限度額を維持し、適用期限を2年延長する。  
(見直しの内容)
  - ・ 契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率は、贈与税の本則税率とする。
- ※ 次の適用期限の到来時には、利用件数や利用実態等を踏まえ、制度の廃止も含め、改めて検討。

# 法定割増賃金率引き上げへの対応

1ヶ月60時間を超える法定時間外労働に対して、50%以上の割増賃金率による割増賃金の支払いが、大企業にはすでに求められています。2023年4月からは中小企業にもその適用が拡大されます。以下では、時間外労働が多い企業において、施行までに求められる対応を確認します。

## 1. 時間外労働の削減

2023年4月より、中小企業も含めたすべての企業において、1ヶ月60時間を超えた法定時間外労働に対する割増賃金率が50%以上に引き上げられます。あくまでも月60時間を超えた部分に対する割増賃金率の引き上げですが、例えば時間単価が1,500円の場合に、割増賃金率が25%から50%に変わることによって1時間当たりの賃金額は1,875円（125%）から2,250円（150%）となり、引き上げのインパクトは小さくありません。

なお、月60時間を超える法定時間外労働が深夜労働に及んだときは、深夜労働に対する割増賃金の支払いも必要となることから、割増賃金率は75%（25%+50%）以上となります。

長時間労働の防止および人件費の増加という観点から、企業はできるだけ時間外労働を削減しておくことが求められます。

削減に向けた取組として、以下のようなポイントが挙げられます。

- 付き合い残業はないか
- 残業が従業員任せになっていないか  
(今日中にやらなければならない業務なのかを上司が確認し指示を出しているか)
- 人員体制を見直すことはできないか
- 機器等の導入・見直しにより業務のやり方を変える、生産性を向上させることはできないか
- 社内の業務フローに問題はないか  
(営業が無理な契約で受注し、後工程の業務を行う部署にしわ寄せがっていないか等)

## 2. 人件費の確認

割増賃金率の引き上げは、人件費の大幅な増加につながります。そのため、例えば過去1年間の時間外労働の時間数が同じであった場合、人件費がどのくらい増加となるのかを試算しておくといよいでしょう。

また、人件費の内容を経営会議のような場面で共有し、現場の管理者にも人件費への影響について認識をもってもらうことで、時間外労働の削減の必要性を共通認識にすることができるでしょう。

## 3. 36協定の取り扱い

時間外労働・休日労働に関する協定（いわゆる36協定）において、特別条項を設ける場合、限度時間を超えた労働に係る割増賃金率を記載する欄があります。

2023年4月以降に割増賃金率が変更となりますが、36協定には月60時間を超えた割増賃金率を記載する必要はないため、協定期間が2023年4月をまたぐ場合であっても、届出をし直す必要はありません。

時間外労働削減の前提として、会社は労働時間を適正に把握することが必要です。適正な労働時間を記録するように社内教育を行ったり、労働時間の記録とパソコンの使用記録など労働実態との乖離がないかを点検したりするなどの取組も行いましょう。



## 関与先 各位

## 確定申告にあたり

確定申告の時期が到来します。申告に早めに取り掛かれるよう、以下の書類をご準備ください。なお、事業所得・不動産所得のある方は帳簿・領収書等も合わせてご準備ください。詳細は改めてご案内しますので、ご協力をお願い致します。

- 給与所得や公的年金等の源泉徴収票（原本） ● 私的年金等を受けている場合には支払金額の分かるもの
- 医療費の領収書等、社会保険料（国民年金保険料）控除証明書、生命保険料の控除証明書、地震保険料（旧長期損害保険料）の控除証明書、寄付金の受領証など

※譲渡・贈与のある方は、至急ご連絡ください。

※還付申告の方は、2月15日以前でも申告書を提出することが可能です。





# 扶養義務者間での贈与非課税

夫婦や親子、兄弟姉妹、孫など扶養義務者間で財産を移転させる場合、一義的には贈与となります。しかし、生活費や教育費、結婚費用などの贈与で通常必要と認められる範囲のものであれば非課税となる取扱いがあるので心配し過ぎることはありません。

## 1. 民法と相続税法の扶養義務者の違い

民法では、直系血族、兄弟姉妹及び家庭裁判所が認めた場合は3親等内の親族を扶養義務者と定めています。また、夫婦間には扶助義務を定めています。

扶養義務には、生活保持義務と生活扶助義務があり、前者は夫婦間及び親から独立していない子に対し、自己の生活程度と均しく生活を全面的に保持する義務、後者は、それ以外の親族に対し、自己の地位相応な生活を犠牲にすることなく、相手方の生活維持に必要な生活費を給付する義務です。

相続税法では、この民法に規定する扶養義務者に扶助義務を有する配偶者を加えて扶養義務者と定義しています。

## 2. 贈与非課税の事例

次は扶養義務者間で通常必要と認められる範囲であれば非課税贈与となる事例です。

### ① 子供の学費、下宿先の賃料、食費を負担

親が経済力のない子供に、必要な生活費や教育費を負担することは、民法に規定する直系血族間の扶養義務の履行と言えます。

### ② 兄弟姉妹の生活資金を負担

経済力のない兄弟姉妹に、日常生活に必要な資金を負担することは、民法に規定する兄弟姉妹間の扶養義務の履行と言えます。

### ③ 妻の老人ホーム入居金を負担

夫が経済力のない妻に、介護付老人ホームの入居金を負担するのは民法に規定する夫婦間の扶助義務の履行と言えます。

## 3. 過度の資産移転には課税される

生活資金や教育資金を贈与する場合でも、通常必要と認められる範囲を超えて贈与してしまい、使い切れずに預貯金となる場合、株式など資産の購入に充てられた場合は、贈与税が課されます。妻の老人ホームの入居金を負担する場合でも、高額で広い居室のときは課税される可能性が高くなります。

このように扶養義務者間の贈与は、相続税法の贈与非課税の規定で対応できますので、必ずしも直系尊属からの教育資金や結婚子育て資金の一括贈与の制度を利用する必要はありません。それでも相続対策に一括贈与の制度を活用する場合は、通常必要な範囲を超えた財産移転に注意しましょう。

参考文献： ■中国新聞 ■My Komon ■ゆりかご

## 2023 新春のご挨拶

弊社スタッフを代表して、副所長 中山昌実 ならびに  
取締役 中野一弘 より新春のご挨拶を申し上げます。



あけましておめでとうございます  
今年、インボイス元年です。新しい制度のため、10月までには変更点や取り扱い方法のQ&A等いろいろ出てくると思います。これらの情報を本誌にていち早く発信してまいります。今年も一年宜しくお願い致します。

副所長 中山 昌実

謹んで新年のお慶びを申し上げます。  
旧年中のご厚情に深く感謝申し上げます。  
コロナウイルスの状況はまだまだ感染が広がっていますが、世の中は以前とは明らかに変化してきており、様々な新時代への布石が始まる1年となると思われます。皆さまが迅速な判断が出来るべく情報発信を心がけて参りますので、今年も弊社並びにスタッフ一同を宜しくお願い致します。

専務取締役 中野 一弘

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史



株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号

Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007

URL <https://www.office-m.co.jp/>

Buzip+広島

動画による  
ニュース解説配信中!

